

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：株式会社三原産業

業者の住所：福岡県久留米市北野町中3085

2 指名停止措置期間：令和元年12月4日～令和2年4月3日

3 指名停止措置の範囲：九州防衛局管轄区内（福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県）

4 事実概要

本件は、株式会社三原産業の代表取締役等が、建設業の許可申請に際し、実際には雇用していない者を専任技術者として記載した書類を、福岡県に提出したとして、令和元年10月28日、建設業法違反（虚偽申請）容疑で福岡県警に逮捕され、同年11月8日に代表取締役が略式起訴されたものである。

5 指名停止措置理由

当該業者たる株式会社三原産業の代表取締役等が建設業法違反容疑で逮捕され、代表取締役が略式起訴されたことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当する。

従って、本件については、指名停止4か月を適用する。

<指名停止措置要領付表第2>

措置要件	期間
1～12 省略 (建設業法違反行為)	当該認定をした日から 1月以上9月以内
13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）	
14～16 省略	